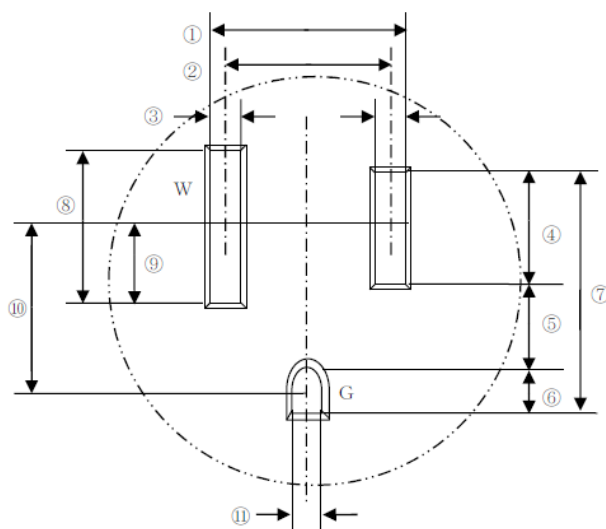


基準 3 6 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 令第 29 条の 2 第 2 項第 1 号の「その他これらに類する場所」には、階段の附室並びに階段室、階段の附室及び非常用エレベーターの乗降ロビーから 5m 以内の場所が含まれる。◆
- 2 非常コンセント設備の差込接続器のプラグ受けは、次に適合すること。
 - (1) J I S C 8303 の設置極形 2 極コンセントのうち定格が 15A、125V に適合するものであり、極数及び極配置は、第 36-1 図によること。

第 36-1 図



W : 設置側極を示す。

G : 接地極 (多線式中性線を含む。)

① : 14.8 (単位mm。以下同じ。)

② : 12.7

③ : 2.2±0.3

④ : 7±0.3

⑤ : 6.05 以上

⑥ : 5.4±0.2

⑦ : 17.75 以上

⑧ : 8.7±0.4

⑨ : 3.2 以下

⑩ : 11.9

⑪ : 5.4±0.2

- (2) 保護箱内には、前号のプラグ受けを 2 個設けること。
 - (3) プラグ受けの接地極には、電設基準の解釈第 17 条に規定する D 種接地工事 (以下「D 種接地工事」という。) を施すこと。
- 3 保護箱は、次に適合すること。★
 - (1) 耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準 (昭和 56 年消防庁告示第 10 号) 第 3、1、(2) の規定に適合するものであること。ただし、次に掲げる火災の影響を受けるおそれの少ない場所に設ける場合は、この限りでない。
 - ア 非常用エレベーターの乗降ロビー
 - イ 特別避難階段又は避難階段の階段室
 - ウ 特別避難階段の附室
 - エ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 (平成 17 年総務省令第 40 号) 第 2 条第 6 項に規定する開放型廊下
 - オ 屋外又は屋外と同等の開放性を有する直接外気に開放された場所 (エを除く。)
 - (2) 容易に開放できる扉を設けるとともに、扉の大きさは、短辺が 20 cm 以上、長辺が 25 cm 以上のものとする。
 - (3) 防せい加工を施した厚さ 1.6 mm 以上の鋼製のものとする。
 - (4) 内部には差し込みプラグの離脱を防止するためのフック (L 型又は C 型) 等を設けること。
 - (5) D 種接地工事を施すこと。
 - 4 電気を供給する電源からの回路の設置方法は、電設基準によるほか次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用とすること（以下この基準において「専用回路」という。）。
- (2) 専用回路は、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセント設備用のものである旨の表示をすること。
- (4) 非常コンセント設備の保護箱内には、配線用遮断器を設けること。
- (5) 前号の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (6) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

5 専用回路の幹線は、次によること。★

- (1) 幹線は、1の回路につき、各階に設ける非常コンセント設備に100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
- (2) 幹線の容量は、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を考慮し標準電圧の2%以下となるように算定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

6 非常電源及び配線は、基準38によること。

7 非常コンセント設備の設置の表示は、次によること。★

- (1) 標識等は、基準39によること。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロに適合するものであること。
- (3) 灯火の回路の配線は、規則第31条の2第9号ハ及び基準38によるほか、第4項第4号の配線用遮断器の1次側から分岐し、当該分岐回路の充電部には、保護用のヒューズを設けること。

8 非常コンセント設備の保護箱を屋内消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、屋内消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料等で区画すること。
- (3) 屋内消火栓箱等の扉と保護箱の扉は、それぞれ別に開く構造とすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、屋内消火栓設備等の赤色の灯火と兼用することができる。

第2 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合の基準は、基準14、第2、第8項の規定を準用する。